

協会への各種変更の届出について

宅建業法第9条の規定に基づく変更があった場合には、30日以内に免許を受けた国土交通大臣又は 都道府県知事にその旨を届け出なければなりません。(事務所の所在地を確知できないときは、宅建業 法第67条第1項により免許を取り消される場合があります。)

また、上記の主務官庁の受理した変更届の写しを添えて、速やかに当協会にも変更届(協会指定の様式)をご提出いただきますようお願いいたします。

さらに、変更届出事項のなかで入会審査時の届出事項と重大な変更があると当協会が認めたときには、改めて入会審査と同様の手続きにより会員資格の適否を判断することになりますのでご留意ください。



【変更届出書類一覧】

	Ι	1
届出事項		届 出 書 類
	協会指定様式	自己で用意する書類
① 商号又は名称	• 協会変更届	・県が受理した変更届の写し
		・商業登記簿謄本【履歴事項全部証明書】の写し
② 代 表 者	• 協会変更届	・県が受理した変更届の写し
	• 連帯保証人届出書	・連帯保証人 (代表者・第三者) の印鑑証明書の
	•誓約書	原本
	• 会員台帳	・商業登記簿謄本【履歴事項全部証明書】の写し
③ 代表者現住所	• 協会変更届	・商業登記簿謄本【履歴事項全部証明書】の写し
④ 事務所所在地	• 協会変更届	・県が受理した変更届の写し
(ビル・マンション名含む)		・商業登記簿謄本【履歴事項全部証明書】の写し
⑤ 政令使用人	• 協会変更届	・県が受理した変更届の写し
		・県が受理した略歴書の写し
⑥ 政令使用人現住所	• 協会変更届	
⑦ 専任宅地建物取引士	• 協会変更届	・県が受理した変更届の写し
		・県が受理した略歴書の写し
		・宅地建物取引士証の写し
⑧ 専任宅地建物取引士現住所	• 協会変更届	・宅地建物取引士証の写し

- ※ 県が受理した変更届の写しとは、県へ提出済みの宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書の第1面(受付印のある面)のほか、変更の届出事項の記載がある面の写しです。
- ※ 商業登記簿謄本の写し・印鑑証明書の原本は、それぞれ 3ヶ月以内 のものをご提出下さい。
- ※ 個人業者は、届出書類の商業登記簿謄本の写しは不要です。
- ※ 上記以外の変更届出事項(役員変更など)については、県が受理した変更届の写しのみを提出して下さい。
- ※ 電話番号・FAX 番号のみの変更は、協会変更届を提出して下さい。
- ※ 免許更新による、免許番号・免許年月日の変更は変更事項に当てはまりません。